

## 令和元年公認会計士試験(論文式試験)の合格点 及び合格率等について

### 1. 合 格 点

52.0%以上の得点比率(偏差値による)

(ただし、試験科目のうち1科目につき得点比率が 40%未満のものがある場合は不合格)

### 2. 合 格 率

10.7%(合格者／願書提出者)(注)

(注)願書提出者数は、第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したものです。

(参考) 短答式試験の受験者等の合格率

10.7%(短答式試験の受験者等のうちの合格者／短答式試験の受験者等)

(注)「短答式試験の受験者等」には、平成 31 年短答式試験受験者のほか、平成 30 年又は平成 29 年の短答式試験合格による短答式試験免除者並びに司法試験合格者等の短答式試験免除者を含みます。

### 3. 一部科目免除資格取得の得点

試験科目について、

55.9%以上の得点比率(偏差値による)

※合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる論文式試験において、当該科目が申請により免除されます。

受験者の得点は、偏差値により算定しています。

(参考)論文式試験の得点の調整及び一部科目免除資格取得の得点について

#### 4. 配 点

| 試験科目    |     | 問番号 | 配 点  |
|---------|-----|-----|------|
| 会 計 学   |     | 第1問 | 50 点 |
|         |     | 第2問 | 50 点 |
|         |     | 第3問 | 60 点 |
|         |     | 第4問 | 70 点 |
|         |     | 第5問 | 70 点 |
| 監 査 論   |     | 第1問 | 50 点 |
|         |     | 第2問 | 50 点 |
| 企 業 法   |     | 第1問 | 50 点 |
|         |     | 第2問 | 50 点 |
| 租 税 法   |     | 第1問 | 40 点 |
|         |     | 第2問 | 60 点 |
| 選 択 科 目 | 経営学 | 第1問 | 50 点 |
|         |     | 第2問 | 50 点 |
|         | 経済学 | 第3問 | 50 点 |
|         |     | 第4問 | 50 点 |
|         | 民 法 | 第5問 | 50 点 |
|         |     | 第6問 | 50 点 |
|         | 統計学 | 第7問 | 50 点 |
|         |     | 第8問 | 50 点 |

## (参考) 論文式試験の得点の調整及び一部科目免除資格取得の得点について

### 1. 論文式試験の得点の調整について

論文式試験は、各答案用紙を複数の試験委員により採点しています。

その際、試験委員間及び試験科目間の採点格差の調整を、下記のとおり行っています。

#### <論文式試験の得点の算定方法>

各受験者の得点は、当該受験者の素点（点数）がその採点を行った試験委員の採点結果の平均点から、どの程度離れた位置にあるかを示す数値（偏差値）により算定しています。

【例】 A委員が採点したB受験者の答案（第X問）を次のような計算により採点格差の調整を行います。

$$\text{得点} = \frac{(\text{A委員が採点したBの素点} - \text{A委員が採点した答案全体の平均点})}{\text{A委員が採点した答案全体の標準偏差}(\times)} \times \frac{\text{第X問の満点}}{10} + \frac{\text{第X問の満点}}{2}$$

※ A委員が採点した答案全体の標準偏差

$$\text{標準偏差} = \sqrt{\frac{(\text{A委員が採点した各個人の素点} - \text{A委員が採点した答案全体の平均点})^2 \text{の総和}}{\text{A委員が採点した受験者数} - 1}}$$

### 2. 一部科目免除資格取得の得点について

一部科目免除資格取得の得点については、本年の公認会計士試験合格者（一括合格者）の平均得点比率以上の得点比率としています。

これは、公認会計士試験が一括合格制を基本としているなかで、論文式試験における科目免除制が、一括合格基準に達しなかった者のうち一部の試験科目について相当の成績を得たと認められる者に対して当該科目を免除するものであることに配慮したものです。